

公 示 日 : 2025 年 8 月 27 日 (水)

調達管理番号 : 25a00415

国 名 : カメルーン

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名 : カメルーン国バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト運営指導調査 (評価分析)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務 (役務) が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2025 年 10 月上旬から 2026 年 1 月中旬
- (2) 業務人月 : 1.20 人月
- (3) 業務日数 :

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	21 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提出期限 : 2025 年 9 月 10 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。 (<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8

[D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 22 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査 (農産物のバリューチェーンに関する各種評価調査の経験を高く評価する)
対象国及び類似地域	アフリカ地域
語学の種類	英語またはフランス語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本案件への参加を認めません。

(2) 必要予防接種：

1 歳以上のすべての渡航者は黄熱予防接種証明書が要求されています。黄熱に感染する危険のある国です。黄熱の予防接種が推奨されています。

6. 業務の背景

カメルーンにおいて、農業は就業人口の 62% (2017 年、国連開発計画)、GDP の 17% (2022 年、世界銀行) を占める基幹産業である。近年は都市部を中心にコメ食やパン食が広がりを見せており、特にコメ消費量は 2010 年頃から増加傾向で、2010 年の約 46 万トンから 2022 年には約 92.6 万トン超となっている。

コメ消費量の増加を背景に、同国政府は第一期国家稲作振興戦略 (National Rice Development Strategy、以下「NRDS」という) を 2009 年に策定し、コメ生産量の約 10 万トン (2008 年) から約 97 万トン (2018 年) への拡大を目標に掲げていた。しかし、2018 年実績は約 33 万トン (2018 年、FAO 統計) と目標値の約 31% に留まり、国内生産量を上回る消費量は輸入に頼る状況が続いている。

かかる状況を踏まえ、同国政府は、国家開発戦略 2020-2030 (2020 年策定) において、①農業生産性向上、②農業、畜産、水産養殖の近代化、③農産品の輸出振興を通じた農業近代化や自給達成、を農業全般にて掲げており、中でもコメについては生産性の向上と競争力強化、そしてバリューチェーン開発による稲作セクターの産業化を謳っている。また第二期 NRDS2022~2030 (2023 年策定) では、高品質種子のアクセス改善や生産基盤の改善を通じて 2030 年までにコメ生産量を約 110 万トンに増やすことを目標としている他、収穫後処理、マーケティング強化による稲作セクターの商業化を掲げている。

以上の政策を背景としつつ、JICA は 2016~2022 年に技術協力プロジェクト「コメ振興プロジェクト (Project for the Development of Irrigated and Rainfed Rice Cultivation in Cameroon。以下、PRODERIP という。)」を実施し、

中央州と南部州、東部州とヌン溪谷開発公社管轄灌漑地区（北西部州及び西部州）において、陸稲と水稲双方のコメ生産能力の強化に取り組んできた。これらの支援は灌漑水稲の生産量と品質の向上といった一定の成果を得た一方で、陸稲よりも生産性の高い灌漑水稲の強化、生産のみならず流通・販売も含めたコメのバリューチェーン全体の強化、更に地域ごとの生産環境の多様性を考慮した戦略的なコメ振興の必要性といった課題が案件終了時に確認された。こうした状況を踏まえ、同国政府は、輸入米に対抗しうる品質・価格の国産米の生産拡大を目指すことで食料安全保障を強化することを目的に、コメバリューチェーン全体の強化を通じたコメ振興の実現に向け、本案件を我が国に対し要請した。

上記を踏まえ、JICA は、本案件「バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト」を立ち上げ、関係政府機関（農業・農村開発省、ヌン溪谷開発公社）の能力強化を通じて、対象農家に由来するコメの生産量と販売量の増加を目的に、2022 年から 2027 までを目標に活動している。

今回実施する運営指導調査では、案件開始から約 3 年後の時点における案件の実績を調査し、PDM、P0 に照らして中間時点での進捗と成果を確認する。抽出された課題に対し、案件終了までの期間の活動内容の調整、課題への対処方法を提言し、必要に応じ PDM、P0 の改定案を示すことを目的とする。併せて、本案件の PDM の枠を超えて、広く同国における稲作セクターの課題を再特定し、稲作を産業視点で振興するために日本として取り得る次の方策を洗い出す事とする。

なお本案件は、JICA グローバルアジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」の「アフリカ稲作振興（CARD）」クラスターの推進に資する協力と位置づけられるが、このイニシアティブにおいて、同国は中部アフリカ地域における域内広域協力の拠点としての役割が期待されており、案件において中部アフリカ諸国を対象とした技術交換研修や隣国（コンゴ民主共和国、コンゴ共和国）への巡回視察を実施している。本調査に当たり、広域協力の対象となる第三国への調査団派遣は予定しないが、対象各国の稲作の現状や課題を机上調査すると共に、専門家からの聞き取り結果をすり合わせて、広域協力の有効性についても簡易に確認する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、①PDM、P0 に照らした進捗確認、②評価 6 基準のうち 3 基準（有効性、イ

ンパクト、持続性)の確認、③案件の後半活動に関する活動修正、④同国の稲作セクターの産業発展に必要な方向性を検討するための調査、分析を行う。

【本調査全体の調査・分析内容】

■調査項目①：案件の活動実績、成果、インパクトの発現状況

- (1) 3基準(有効性、インパクト、持続性)に着目し、活動実績、計画達成状況を確認、評価する
- (2) 持続性の確保に向けて、案件上の課題を特定し対策案を検討し提案する

■調査項目②：(案件の知見・経験に基づいた)同国の稲作バリューチェーンの産業形成に必要な施策案

- (1) 同国の稲作セクターの開発目標に対する現状確認(生産目標、生産量、流通量等)
- (2) 民間の精米事業における技術上の課題・現状(調達粳の量と品質の安定、物流・保管)
- (3) 民間の精米事業における事業者の経営・財務上の課題・現状(調達費用の捻出・確保、キャッシュフロー、機材購入・維持管理等)
- (4) 上記を踏まえた政策的支援の在り方

■調査項目③：机上調査と専門家ヒアリングに基づいた広域協力の有効性と課題

- (1) コンゴ民主共和国、コンゴ共和国への巡回視察、中部アフリカ技術交換研修の実施状況と、対象国の稲作関係者の能力強化の現状
- (2) 広域協力の利点、課題

なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2025年10月中旬～2025年11月下旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹等)をレビューし、案件の実績(投入、活動、アウトプット、

¹ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html>

プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

- ② 既存の PDM に基づき項目①(案件の実績、実施プロセス及び評価 3 基準)、項目②(産業発展に必要な方向性)、項目③(広域協力の有効性)の調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、調査計画書・簡易的評価グリッド(案)(和文、英文または仏文²)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 調査計画書・簡易的評価グリッド(案)に基づき、案件の関係者(専門家、C/P 機関、その他カメルーン側関係機関、他ドナー・アクター等)に対する質問票(英文または仏文³)を提案する。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ プロジェクト専門家との会議、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務(2025 年 11 月下旬～2025 年 12 月中旬)

- ① JICA カメルーン事務所等との打合せに参加する。
- ② 案件の関係者に対して、本調査について説明を行う。
- ③ 事前に配付した質問票を回収、整理するとともに案件の関係者に対するヒアリング等を行い、案件の実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、案件の実績の貢献、阻害要因を抽出する(【調査項目①】)とともに、稲作セクターの産業発展に必要な施策の概況とボトルネックを分析する(【調査項目②】)。また広域協力の有効性と課題について分析する(【調査項目③】)
- ⑤ 準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、
 - ア) 他の調査団員及びカメルーン側 C/P 等とともに評価 3 基準の観点から案件の現状について評価を行い、持続性確保に向けた課題への対応案を検討する(【調査項目①】)
 - イ) 稲作セクターの産業発展に向けた協力コンセプトを分析する(【調査項目②】)
 - ウ) 広域協力の今後の展開方法を検討する(【調査項目③】)

² コンサルタントが作成する言語は、和文ならびに、英文または仏文のいずれかとし、第三言語は機械翻訳での仮訳の利用を認める。

³ 英文から仏文または仏文から英文の翻訳において機械翻訳での仮訳の利用を認める。

- ⑥ 調査結果に基づき、協議議事録（M/M）（英文または仏文⁴）の作成に協力する。
- ⑦ 現地調査、協議結果の JICA カメルーン事務所、在カメルーン日本大使館等への報告に参加する。

（３） 整理業務（2025 年 12 月中旬～2026 年 1 月中旬）

- ① 調査項目①②③をまとめた評価分析・現地調査報告書（和文、非公開）を作成する。
- ② 報告会に出席する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１） 業務完了報告書

2026 年 1 月 16 日（金）までに提出。

次の①及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 評価分析・現地調査報告書（和文、含む面談録）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等

⁴ 作成言語からの翻訳においては、機会翻訳ならびに JICA 事務所員のネイティブチェックを行うことを想定。

の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年11月22日～12月12日(21日間)を予定しています。

11月22日 日本出国、 23日 カメルーン到着

12月11日 カメルーン出国、 12日 日本帰国

本業務従事者は、JICAの調査団員(官団員)に1週間先行して現地調査の開始を予定しています(官団員は、11月30日にカメルーン入国を予定しております)。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括(JICA)

イ) 協力企画(JICA)

ウ) 評価分析(本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA カメルーン事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上：英語⇄フランス語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：JICA事務所およびプロジェクトオフィス内の執務スペース提供(ネット環境完備)

キ) 携帯電話、Wi-Fiルーターの貸与：カメルーン事務所より、携帯電話、Wi-Fiルーターの貸し出しが可能です。

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 詳細計画策定調査報告書
 - ・ プロジェクトモニタリングシート
 - ・ 専門家業務完了報告書（長期、短期）
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・ カメルーン共和国 バリューチェーンの強化を通じたコメ振興プロジェクト事業事前評価表

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2023_202004227_1_s.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA カメルーン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲

等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上